

介護保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十九号

介護保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。  
(奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正)

**第二条** 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

- 一 奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十二号)第二十三条第一項第一号
- 二 奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十三号)第十四条第一項及び第五項
- 三 奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十四号)第十二条第三項
- 四 奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十五号)第十二条第三項
- 五 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十六号)第十三条第三項
- 六 奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十七号)第八十六条第五号
- 七 奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成二十七年三月奈良県条例第七十一号)第二条第三号

### 附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。